

人材マーケティングを通じた多様な人材獲得・活用のための
中間支援業務委託仕様書

釜石市 総務企画部 総合政策課 オープンシティ推進室

仕 様 書

1 委託業務名

人材マーケティングを通じた多様な人材獲得・活用のための中間支援業務

2 事業の目的

地域に眠る人材ニーズを可視化し、必要な人材を地域外から確保するため、人材確保の手段の構築から人材募集、マッチングまでの一連の機能を包括的に実施する「釜石市まちの人事部機能」の構築を図り、地域の企業・組織が適切な人材の採用・活用によって課題解決や魅力の活用を推進し、人口減少時代においても、地域に新たな可能性と挑戦が生まれ続ける持続可能なまちづくりを目指す「釜石市まちの人事事業」の一業務として実施するものである。

当該業務委託では、地場企業の通年雇用にはよらない人材確保を実現し、地場企業が必要とする人材が確保され、課題解決と成長が図られることを目的とする。

新たな社会課題の発現やIoT技術の急速な発展により、変化の著しい現代社会において、人口減少及び生産年齢人口の減少により地域経済が縮小する本市に所在する地場企業が、必要な人材を通常の通年雇用によって確保することは、都市圏のより魅力的な雇用との競争が発生し、非常に厳しい状況にある。

当該業務で実施する内容は、地場企業がこれからも持続的に地域に根差していくために必要となる人材を、現状とは異なる人材獲得手段（兼業・複業・プロボノ等）により行い、地場企業や人材側のマーケティングに基づいた適切な人材獲得、活用、定着を通じて地場企業が抱える課題解決及び成長支援を図るものである。

3 事業の内容

(1) 外部人材活用による地場企業支援

- ・ 地場企業が自らの課題解決及び成長を達成するために必要としている人材ニーズを調査・分析すること。
- ・ ニーズ調査・分析に基づき、通年雇用として顕在化していない人材ニーズを収集し、通年雇用ではない兼業・複業・プロボノ等によって可視化し、案件化すること。
- ・ 案件にマッチングする人材を地域外から募集すること。募集にあたっては必要に応じてweb等のメディアを活用した募集を実施すること。実施にあたっては、市総合政策課オープンシティ推進室と協議を行うこと。
- ・ マッチング後の外部人材と受入企業の円滑な受入・活動のサポートを適宜行うこと。
- ・ 地場企業からのワンストップ窓口として地場企業及び応募した外部人材からの相談受付、対応を行うこと。
- ・ 現在の人材マーケットの調査結果をもとに、人材の抱えるニーズに合わせた人材獲得手段を検討する。

(2) 「釜石市まちの人事部」の構築に向けた事業の推進

- ・ 釜石市まちの人事部事務局として事業の推進を行い、釜石市及び釜石リージョナルコーディネーター協議会と、まちの人事部機能の持続化に向けて包括的な協働を行うこと。具体的には釜石市が構築する「釜石市まちの人事部経営会議」に事務局として参加し、実施内容・実績報告・地域内ネットワークの構築などを行うこと。
- ・ 釜石市まちの人事部の一機能である「外部専門人材の採用機能」（地域内外からの相談、案件構築、人材募集、必要に応じたマッチング・マッチング後のサポート）の一連の仕組みを構築すること。

(3) 事業の実績調査及び分析

- ・ マッチングした人材の活動状況や受入企業の声を取りまとめること。
- ・ 受入終了後には、マッチングした外部専門人材と受入企業に対してアンケート調査

を行い外部人材のマッチングによる効果についてデータを収集すること。アンケートの調査項目については市総合政策課オープンシティ推進室と協議を行い決定すること。

(4) その他

- ・ 釜石市まちの人事部事務局として釜石市地域おこし協力隊の募集において連携、サポートを実施すること。
- ・ 外部人材募集においては別途釜石市が契約する web 等の人材獲得サービスを活用すること。
- ・ 外部専門人材だけではなく、地域に眠る労働力（子育て中のママ、スキルはあるものの魅力的な雇用が無いと感じている若年層等）の発掘を行う関連機関との連携を行い、地域内人材のよりよい活用及び活躍できる環境づくりを図ること。

4 履行期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

5 成果品

受託者は、発注者の求めに応じ、事業の進捗状況を報告するとともに、委託業務を完了した時には、速やかに次の書類を作成し、提出すること。

- ① 契約書第7条に定める事業完了報告書 正本1部
- ② 仕様書に定める事業の内容にかかる報告書
- ③ ニーズ調査・分析やアンケートによる事業効果の調査・分析結果をまとめた報告書
- ④ ①～③を含めた作成物等関係書類一式のデータ（CD-R 又は DVD-R）2枚

6 納入場所

釜石市総務企画部総合政策課オープンシティ推進室
岩手県釜石市只越町3-9-13

7 その他

- (1) 受託者は、必要に応じて市との打ち合わせを行うこと。
- (2) 本仕様書に定めのない事項や業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、受託者は速やかに市と協議を行うこと。
- (3) 受託者は、委託業務を行うにあたって、業務上知り得た情報等を漏らし、または、委託業務以外に利用することはできない。委託事業終了後も同様とする。
- (4) 成果品の所有権、著作権、利用権は、市に帰属するものとする。
- (5) 本業務に付随する一切の肖像権・著作権等の権利については、法令に遵守した処理を行うこと。
- (6) 本業務において、交通費等経費が必要な場合は、受託者において、全ての手続を行い、その経費を負担する。
- (7) 受託者は、本事業にかかる経費について、経費毎に区分し、帳簿を備えてその収支の内容を明らかにするとともに、証憑書類を整理保管すること。なお、帳簿及び証拠書類等は、本事業を終了したい年度の翌年度から起算して5年間保管することとする。
- (8) 業務完了後に、受託者の責任に期すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補正等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。